

臨時的任用職員に係る勤務条件等

中南教育事務所

1 職種

講師、養護助教諭、学校栄養職員、事務職員

2 勤務校

弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町及び田舎館村の公立小学校または中学校
※ 勤務校の指定はできません。

3 任用期間

6か月以内（更新する場合があります）

4 給与

「職員の給与に関する条例」第3条「行政職給料表」「教育職給料表（二）」「医療職給料表（二）」が適用されます。

なお、号給については、講師経験、民間会社の勤務歴等により調整されます。以下の表は、新卒者がすぐに採用された場合の給与の一例となります。

（令和7年4月現在）

職種	最終学歴	号給	月額
講師	大卒	教育職給料表（二） 1級25号給	247,000円
養護助教諭	大卒	教育職給料表（二） 1級25号給	247,000円
学校栄養職員	短大卒	医療職給料表（二） 1級9号給	204,500円
事務職員	高卒	行政職給料表 1級5号給	188,000円

5 各種手当

支給要件に応じて、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等が支給されます。

6 勤務時間

1週間当たり38時間45分で正規職員の例によります。なお、始業時刻、終業時刻、休憩時間については、勤務校の校内規程等によります。

7 休暇

年次休暇、病気休暇及び特別休暇があり、原則として正規職員に準じます。

8 社会保険

公立学校共済組合へ加入することとなります。

9 服務

地方公務員法が適用されます。